

議案第66号

世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年6月10日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、法定代理人が同行する場合の成年被後見人の印鑑の登録資格の取扱いを変更する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例

世田谷区印鑑条例（昭和50年3月世田谷区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「次の」を「次に掲げる」に改め、同項第2号中「成年被後見人」の次に「であって、印鑑の登録の申請時にその者の法定代理人の同行がないもの」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。